

○魚沼市介護人材確保及び業務改善支援事業補助金交付要綱

令和5年4月1日

告示第105号

(趣旨)

第1条 市長は、魚沼市の介護人材の確保及び介護職員の職場定着に向けた業務改善又は職場環境整備等に資する取組を行う法人に対して、予算の範囲内において、魚沼市介護人材確保及び業務改善支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、魚沼市補助金等交付規則(平成16年魚沼市規則第50号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に介護保険事業所(市内の指定介護保険事業所(福祉用具販売・貸与のみを行う事業所を除く。))を開設する法人
- (2) 魚沼市暴力団排除条例(平成23年魚沼市条例第31号)第2条第1号又は第2号に該当しない者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) その他市長が適当と認める者

(令6告示54・一部改正)

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、人材確保及び・職場定着に向けた業務改善を目的とする別表に掲げる内容を満たすものの費用とする。

(交付額及び交付基準等)

第4条 補助金の額は、別表に掲げる補助率、補助限度額とし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 1法人につき、別表に掲げる補助対象事業に各1回まで申請できるものとする。

3 補助対象経費が他の補助事業の対象となっている場合にあっては、補助対象外とする。

4 消費税及び地方消費税額は、補助対象経費に含まないものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする法人(以下「申請者」という。)は、介護人材確保及び業務改善支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付又は不交付の決定を行い、申請者に対し、介護人材確保及び業務改善支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 交付決定を受けた申請者は、当該交付決定に係る申請を取り下げる場合は、介護人材確保及び業務改善支援事業補助金申請取下書(様式第3号)を提出しなければならない。

(補助対象事業の変更等)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助交付決定者」という。)は、補助対象事業の全部若しくは一部を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ介護人材確保及び業務改善支援事業変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、介護人材確保及び業務改善支援事業変更等承認書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助交付決定者は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに、介護人材確保及び業務改善支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添付し、市長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助対象事業が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、介護人材確保及び業務改善支援事業補助金確定通知書(様式第7号)により、補助交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全額又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号のほか、法令又はこの要綱の規定に基づく命令若しくは補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、介護人材確保及び業務改善支援事業補助金取消通知書(様式第8号)により、補助交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合で、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月18日告示第54号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月28日告示第75号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

(令7告示75・一部改正)

| 区分 | 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 限度額 |
|----|------------------------------|---|-----|-------------|
| 1 | 人材確保・職場定着に向けた業務改善を図る事業 | 人材確保・職場定着に向けた就業規則又は福利厚生の見直し、社員教育又は研修の実施、人事評価制度の構築等に係るコンサルティングを専門業者に委託する費用 | 2/3 | 50万円 |
| 2 | 新規採用に関するホームページの新規作成又は改修を行う事業 | 新規採用に関するホームページの新規作成又は改修を専門業者に委託する費用 | 2/3 | 50万円 |
| 3 | 採用のための法人及び事業所等の紹介動画制作を行う事業 | 採用のための法人及び事業所等の紹介動画制作を専門業者に委託する費用 | 1/2 | 1事業所当たり20万円 |

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

魚沼市長 様

住 所 _____

申請者 事業所名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

介護人材確保及び業務改善支援事業補助金交付申請書

魚沼市介護人材確保及び業務改善支援事業補助金の交付を受けたいので、魚沼市介護人材確保及び業務改善支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。また、市税の納税状況を確認するため、税務情報を照会することに同意します。

記

| 補助金交付申請額 | | 円 |
|-----------|-------|--------------------------------------|
| | 契約金額 | 円(消費税を除く。) |
| 契 約 内 容 等 | 契 約 先 | 住 所 : 業 者 名 : 代表者名 : 電話番号 : |
| 内 容 等 | | ※具体的に記入すること。 |
| 改 善 等 効 果 | | ※具体的に記入すること。 |

添付書類

- (1) 事業を実施しようとすることを確認できる書類等の写し
- (2) 市税の納税証明書(税務情報を照会できない場合のみ)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

名 称
代表者 様

魚沼市長 

介護人材確保及び業務改善支援事業補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金等については、魚沼市介護人材確保及び業務改善支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり(交付すること・交付しないこと)に決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助金等交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けによる補助金等交付申請書記載のとおりであること。
- (2) 補助対象事業等の内容を変更をするときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業等を中止するときは、市長の承認を受けること。
- (4) 補助金交付申請に係る関係帳簿及び書類について、補助金を交付した年の翌年から起算して5年間保存すること。

様式第3号(第7条関係)

年　　月　　日

魚沼市長

様

申請者　所在地
名　称
代表者
電話番号

介護人材確保及び業務改善支援事業補助金申請取下書

年　　月　　日付けで申請しました(　　第　　号で交付決定のあった)、魚沼市介護人材確保及び業務改善支援事業補助金について、魚沼市介護人材確保及び業務改善支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の取下書を提出します。

記

1 取下理由

2 申請額(又は交付決定額)　　円

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

魚沼市長

様

申請者 所在地
名 称
代表者
電話番号

介護人材確保及び業務改善支援事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、魚沼市介護人材確保及び業務改善事業補助金について下記のとおり変更したいので、魚沼市介護人材確保及び業務改善事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助金の変更額

| | |
|-----|---|
| 変更前 | 円 |
| 変更後 | 円 |

4 変更の年月日 年 月 日

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

名 称
代表者 様

魚沼市長 印

介護人材確保及び業務改善支援事業変更等承認書

年 月 日付けで変更等承認申請のあった魚沼市介護人材確保及び業務改善支援事業補助金について、下記のとおり承認することに決定したので、魚沼市介護人材確保及び業務改善支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 承認の内容

(1) 変更に伴う事業の内容

(2) 変更に伴う交付決定の額

| | |
|-----|---|
| 変更前 | 円 |
| 変更後 | 円 |

2 交付条件

- (1) 補助対象事業の内容又は計画等の変更をするときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止するときは、市長の承認を受けること。

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

魚沼市長

様

申請者 所在地
名 称
代表者
電話番号

介護人材確保及び業務改善支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定(変更等承認)のあった、魚沼市介護人材確保及び業務改善支援事業補助金について、魚沼市介護人材確保及び業務改善支援事業補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

1 補助金実績額

円

2 振込先口座

| 金融機関名 | (銀行・信用組合・金庫・農協) | (本店・支店・支所) | | |
|--------------|-----------------|------------|----------|-----|
| ふりがな 口座名義 | | 口座 番号 | 普通 当座 | No. |

3 添付書類

- (1) 出勤簿の写し
- (2) 源泉徴収票等の写し
- (3) 研修実績報告書(任意様式)
- (4) 対象経費の支払いの確認できるもの
- (5) その他市長が必要と認めるもの

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

名 称
代表者 様

魚沼市長 印

介護人材確保及び業務改善支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった魚沼市介護人材確保及び業務改善支援事業補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので、魚沼市介護人材確保及び業務改善支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円
2 確 定 額 円

様式第8号(第11条関係)

第 号
年 月 日

名 称

代表者 様

魚沼市長

印

介護人材確保及び業務改善支援事業補助金取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定(変更等承認)した魚沼市介護人材確保及び業務改善支援事業補助金について、下記のとおり取消しすることに決定したので、魚沼市介護人材確保及び業務改善支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 取消理由

2 取消金額

円

様式第1号(第5条関係)

(令6告示54・一部改正)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第9条関係)

(令7告示75・一部改正)

様式第7号(第10条関係)

様式第8号(第11条関係)